

証券コード 9127
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 佐野展雄

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階 浜松町東京會館「チェリールーム」

※ なお、株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第110期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第110期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 取締役7名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合があります。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tamaiship.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従って、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトに開示いたしました。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1	さ の のぶ お 佐 野 展 雄	(1949年8月27日生)	再任
---	---------------------	---------------	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1974年 5月 当社入社
7,500株	1992年 2月 当社 海務部長
	1995年 6月 当社 取締役海務部長
取締役会出席状況(出席率)	2005年 4月 当社 常務取締役海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
8回／8回 (100%)	2008年 2月 当社 常務取締役総務部・経理部管掌、海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
	2010年 6月 当社 専務取締役経理部管掌、総務部・海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
	2013年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
	2015年 6月 当社 内航営業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

1995年に当社取締役に就任し、海務・内航営業部門担当、内航タンカー安全管理室長を経て、2013年より社長として当社グループの経営を牽引しております。当社における豊富な業務経験と、海運業の経営全般及び船舶における豊富な知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 木原

ゆたか
豊

(1952年11月1日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

5,000株

取締役会出席状況(出席率)

8回／8回
(100%)

1975年4月 当社入社
2005年4月 当社 経理部長
2010年6月 当社 取締役経理部長
2013年4月 当社 取締役総務部担当、経理部長
2015年4月 当社 取締役総務部長兼経理部長
2015年6月 当社 常務取締役総務部長兼経理部長、内部統制室長(現任)

(重要な兼職の状況)

T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、当社及び当社子会社における経理・財務全般に携わった後、2015年より常務取締役として総務部兼経理部長・内部統制室長を務めております。管理部門全般の統括責任者として豊富な業務経験、知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 清崎哲也

(1952年9月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

4,200株

取締役会出席状況(出席率)

8回／8回
(100%)

1973年10月 当社入社
2005年4月 当社 海務部長
2012年6月 当社 取締役海務部長
2013年4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長(現任)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来16年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして船舶の海上安全、船員の労務管理・教育等を担う海務部長を務め、2012年より取締役海務部長、その後内航タンカー安全管理室長も兼務し海務全般を統括しております。船舶・船員管理における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4 ^{かわ}川 ^な名 ^{つとむ}勉 (1953年3月20日生) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1976年9月 当社入社
9,700株	2005年4月 当社 外航2部長
	2012年6月 当社 取締役外航2部長
	2014年4月 当社 取締役外航営業部長 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

8回／8回
(100%)

取締役候補者とした理由

入社以来12年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして当社の主力である外航営業部の部長を務め、2012年より取締役として外航営業部門を統括しております。事業経営における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

5 ^{おか}岡 ^{もと}本 ^{やす}泰 ^{のり}憲 (1957年4月7日生) 再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1980年4月 日本軽金属株式会社入社
—	2008年6月 同社 執行役員
	2012年6月 同社 常務執行役員
	2012年10月 日本軽金属ホールディングス株式会社 執行役員
	2013年6月 同社 取締役、人事・総務・経理統括室長 (現任)
	日本軽金属株式会社 取締役 (現任)
	2014年6月 同社 専務執行役員 (現任)
	2018年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 社長全般補佐 (現任)
	当社 社外取締役 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

4回／5回
(80%)

※取締役就任後開催の
取締役会に4回出席。

在任年数

1年

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役
日本軽金属株式会社 取締役専務執行役員
東洋アルミニウム株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役専務執行役員であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

6 ^た田 ^{なか}中 ^{とし}俊 ^{かず}和 (1961年9月21日生)

新任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1986年4月 日本軽金属株式会社入社
2014年6月 同社 執行役員 総合企画部長
2018年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役、企画統括室長
(現任)
日本軽金属株式会社 取締役常務執行役員 (現任)

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役
日本軽金属株式会社 取締役常務執行役員

社外取締役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役常務執行役員であり、当社業務を深くご理解されております。経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

7 ^{たま}玉 ^い井 ^{ひろし}裕 (1961年9月1日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

400株

2011年4月 新神戸ドック株式会社 代表取締役社長 (現任)
2014年6月 当社 社外監査役
2017年6月 当社 社外取締役 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

8回/8回
(100%)

(重要な兼職の状況)

新神戸ドック株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

当社社外監査役を経て、2017年6月より社外取締役に就任し、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また新神戸ドック株式会社の代表取締役社長であり、経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有し、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

在任年数

2年

- (注) 1. 岡本泰憲氏、田中俊和氏及び玉井 裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
2. 候補者岡本泰憲氏は、日本軽金属株式会社の取締役専務執行役員を兼務、田中俊和氏は同社取締役常務執行役員を兼務しており、当社と同社との間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者岡本泰憲氏及び玉井 裕氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者田中俊和氏が選任された場合、同内容の契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

以 上

事 業 報 告 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、予想より大幅に先行きに対する不安の影響が増大しました。先進国については米国と中国の貿易摩擦が世界経済に及ぼす影響や、EU圏諸国の政治、経済に対する不安、更にはBREXITに対する不安が継続し、米国経済に関しても、2019年初頭は弱含みましたが徐々に持ち直しつつあり、全体としては今後の米中交渉の早期妥結期待も含めて、早期回復が期待されております。また新興市場国と開発途上国に関して、中国の経済は徐々に米国との貿易摩擦と国内の政策の影響が表れ、2018年後半から2019年初頭の急激な悪化に危機感を抱いた政府の内需刺激策と、米国との貿易摩擦の当面の緩和による景気振興策が、早晚功を奏することが期待されています。他の新興国では、インド、ブラジル、ロシア、トルコなどが一時の不況から抜け出して更なる発展が期待されますが、全体として現在は足踏み状態と考えられます。一方、わが国の経済も、世界経済回復への期待感もあり、改善傾向にありますが、世界的な保護主義と貿易摩擦に対する将来への不安、政治的不安等も含めた停滞を余儀なくされている様にも見受けられ、為替に対する不安、地政学的リスク、更には異常気象等による災害に対する不安も混在しています。

このような世界経済情勢の中で、外航ドライバルクの海運市況としては、2016年初頭に経験したボルチックインデックス史上始まって以来の未曾有の最悪の状態から依然として回復途上にあると考えられますが、上記の世界経済の将来への不安等により、現在のところ足踏み状態にあります。今後、時間の経過と共に現在予想される船舶竣工量と世界経済発展に伴う貿易量の拡大のバランス、更には、2020年1月から施行される予定の船舶燃料油に含有している硫黄成分の規制に伴い発生する見込みの船舶需給バランスの改善等が、今後の海運市況の動向を大きく左右するものと考えられます。

このような状況下、安全と顧客へのサービスを第一に、市況リスクと運航リスク、更には環境負荷の軽減に全社で努力を傾注すると共に、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン輸送に当社所有の船舶を可能な限り配船し、安全かつ経済的、効率的な輸送に努め、新規カーゴの獲得に鋭意努力しておりますが、継続する市況の停滞、異常気象、粗悪油その他の運航リスク等の影響により、収支は前連結会計年度比で改善しましたが、今後の更なる改善を目指しています。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、5,488百万円（対前連結会計年度比476百万円、9.5%増）、営業利益304百万円（前連結会計年度151百万円の営業損失）となりました。

営業外収益45百万円、営業外費用149百万円を加減し、経常利益は201百万円（前連結会計年度265百万円の経常損失）、特別利益として固定資産売却益843百万円を計上しました結果、税金等調整前当期純利益は1,045百万円となり、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益を減算して、親会社株主に帰属する当期純利益は888百万円（前連結会計年度10百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① 外航海運業

支配船舶による北米からの輸入穀物や南米からの水酸化アルミや海外へのスラグ、セメントクリンカーなどの輸送を行い、運航採算の向上に努めるとともに、一部支配船舶の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前連結会計年度に比べ、航海数と短期貸船が増加し、市況も低調ながら改善した結果、4,531百万円（対前連結会計年度比593百万円、15.1%増）となりました。営業利益面は、航海数の増加や燃料油価格の高騰などにより運航費が増加した一方、短期借船料の減少や2019年2月に海外の第三者法人に「NIKKEI DRAGON」を売船した影響で減価償却費を含む船費が減少した結果、営業費用全体が微増にとどまったため、662百万円の営業利益（同564百万円、573.7%増）となりました。

② 内航海運業

定期用船2隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船1隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また、船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

営業収益は、主に前連結会計年度に比べ所有船1隻減少した影響で貸船料が減少し、818百万円（対前連結会計年度比△111百万円、12.0%減）となりました。営業利益面では、所有船1隻減少したことによる船費等の営業費用の減少はあったものの、営業収益の減少が大きく30百万円の営業利益（同△76百万円、71.7%減）となりました。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、営業収益は、138百万円（対前連結会計年度比△5百万円、4.1%減）、営業利益は、子会社での営業費用削減があり52百万円（同8百万円、19.8%増）となりました。

（営業利益は配賦不能営業費用（440百万円）控除前のものです。）

当連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	消去又は全社	連結
営業収益	4,531	818	138	5,488	—	5,488
営業利益	662	30	52	745	(440)	304

前連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	消去又は全社	連結
営業収益	3,937	930	144	5,011	—	5,011
営業利益	98	106	43	248	(399)	△151

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、591百万円であり、主として2019年5月に竣工した新造船の建造代金の一部であります。

② 資金調達

当連結会計年度において、連結子会社が、主として新造船建造資金として585百万円を借り入れております。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	6,105	4,557	5,011	5,488
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△953	△822	△10	888
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△493.92	△425.80	△5.53	460.06
純 資 産 (百万円)	5,403	4,615	4,590	5,427

(注1) 2015年度における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(注2) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首から当該株式併合が行われたと仮定して各期の「1株当たり当期純利益 (△純損失)」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2015年度 第107期	2016年度 第108期	2017年度 第109期	2018年度 第110期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	6,013	4,425	4,868	5,282
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△461	△462	49	203
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△239.08	△239.46	25.79	105.22
純 資 産 (百万円)	3,041	2,608	2,632	2,786

(注1) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首から当該株式併合が行われたと仮定して各期の「1株当たり当期純利益 (△純損失)」を算定しております。

(注2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、所有する外航・内航船舶の安全運航を第一の課題として位置付け、船舶管理を徹底するなど、効率的な運航管理に日々努めております。当連結会計年度は、前連結会計年度に比べ、営業収益が増加し、営業損益、経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度の損失から利益に転換することが出来ました。その主な理由は、外航海運業部門におきまして、低迷していた海運市況が緩やかではありますが回復基調になったことと、当社輸送の太宗貨物である穀物や水酸化アルミニウムなどの日本向け貨物の往航として、スラグ・セメントなどの貨物輸送が増加したことなどであります。これにより前連結会計年度末において、存在していた継続企業の前提に重要な疑義（2期連続となる経常損失の計上等）は解消されております。

今後は、外航海運部門におきましては、当連結会計年度中に売却した外航船1隻を除く4隻と翌連結会計年度の5月に竣工いたしました外航新造船1隻の外航船5隻を主に、中・長期の輸送契約により安定収益の維持拡大と新規輸送貨物の獲得に努め、運航採算の拡大を目指します。

また、内航海運業部門におきましては、所有する内航タンカー1隻の定期貸船収益と長期用船する内航貨物船2隻及び国内子会社が雇用する内航船員の人材派遣業収益の拡大を目指すなど、安定収益の維持に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所在地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	撒 積 運 搬 船	30,619	54,958	北 米 / 日 本
N I K K E I V E R D E	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
N I K K E I S I R I U S	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
NIKKEI PROGRESSO	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
第 二 鶴 玉 丸	内 航 油 送 船	3,767	5,600	国 内 沿 海

(注) 上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が2隻あります。また、撒積運搬船「NIKKEI DRAGON」を2019年2月に海外売船しております。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
陸 上 従 業 員	13 [2]	△1 [+1]
海 上 従 業 員	46 [-]	+2 [-]
合 計	59 [2]	+1 [+1]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	70,000	72.3 (3.9)	不 動 産 賃 貸 業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,318,714
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	957,341
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	513,456
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	305,050
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	198,059
株 式 会 社 り そ な 銀 行	150,000
株 式 会 社 み な と 銀 行	126,662

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

剰余金の配当の基本方針としましては、変動の激しい海運市況の下落に備えるため、また、将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、そのため内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施すべきと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

※ 当社は、2018年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。
 また、同日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、発行可能株式総数についても70,400,000株から7,040,000株に変更いたしました。
 その結果、発行済株式の総数は、19,320,000株から1,932,000株となりました。

- (1) 発行可能株式総数 7,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,932,000株 (自己株式1,541株を含む。)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 1,856名
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	396,800 ^株	20.55 [%]
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	141,900	7.35
大 佐 古 幸 典	66,000	3.41
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	47,000	2.43
乾 汽 船 株 式 会 社	40,600	2.10
三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	34,700	1.79
兼 子 孝 純	32,400	1.67
株 式 会 社 S B I 証 券	30,166	1.56
株 式 会 社 辰 巳 商 会	30,000	1.55
山 田 和 子	23,700	1.22

(注) 持株比率は、自己株式 (1,541株) を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野展雄	全般 内航営業部担当	
常務取締役	木原豊	総務部長兼経理部長 内部統制室長	T.S. Central Shipping Co., Ltd.取締役社長
取締役	清崎哲也	海務部長 内航タンカー安全管理室長	大四マリン株式会社代表取締役社長
取締役	川名勉	外航営業部長	
取締役	岡本泰憲		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 東洋アルミニウム株式会社監査役
取締役	安田耕太郎		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員
取締役	玉井裕		新神戸ドック株式会社代表取締役社長
常勤監査役	朝日格		
監査役	山口修司		弁護士 岡部・山口法律事務所代表 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役 株式会社住友倉庫社外取締役
監査役	宮尾克己		公認会計士 宮尾公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち岡本泰憲氏、安田耕太郎氏及び玉井 裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役玉井 裕氏及び監査役宮尾克己氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 2018年6月26日開催の定時株主総会において、岡本泰憲氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 岡本一郎氏は、2018年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	8人	75,160千円	
監 査 役	3人	19,950千円	
計	11人	95,110千円	

- (注) 1. 上記には、2018年6月26日をもって退任した1名を含んでおります。
 2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,150千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	岡 本 泰 憲	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	取締役専務執行役員
		東 洋 アル ミ ニ ウ ム 株 式 会 社	監査役
	安 田 耕 太 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	取締役常務執行役員
		新 神 戸 ド ッ ク 株 式 会 社	代表取締役社長
社外監査役	山 口 修 司	岡 部 ・ 山 口 法 律 事 務 所	代表
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役
		株 式 会 社 住 友 倉 庫	社外取締役
	宮 尾 克 己	宮 尾 公 認 会 計 士 事 務 所	所長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
 2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本 泰憲	就任後に開催された取締役会5回のうち4回に出席し（出席率80%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	安田 耕太郎	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に出席し（出席率87.5%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	玉井 裕	当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席し（出席率100%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
社外監査役	朝日 格	当事業年度に開催された取締役会8回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、常勤監査役の立場で、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、経営会議、内部統制委員会及び水曜会（幹部会議）に助言者の立場でほぼ全てに出席するほか、会計監査にも立ち会っております。
	山口 修司	当事業年度に開催された取締役会8回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について必要に応じ、発言を適宜行っております。
	宮尾 克己	当事業年度に開催された取締役会8回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。

社外役員の報酬等の総額等

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	7人	25,350千円

- (注) 1. 上記には、2018年6月26日をもって退任した1名を含んでおります。
 2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,150千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：EY新日本有限責任監査法人

※新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様を始め、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものいたします。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制のシステムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 二. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われたことを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除にむけた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び四半期レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,700,000	流動負債	1,883,328
現金及び預金	855,010	海運業未払金	242,155
海運業未収金	222,841	短期借入金	200,000
貯蔵品	259,398	一年内返済予定の長期借入金※2	765,237
その他流動資産	362,749	未払法人税等	35,027
固定資産	10,390,406	前受金	535,957
有形固定資産	9,171,450	賞与引当金	29,057
船 舶※1※3	7,574,864	その他流動負債	75,892
建 物※1※3	243,558	固定負債	4,779,313
器具及び備品※3	4,689	長期借入金※2	3,604,046
土地※1	168,638	繰延税金負債	783,541
建設仮勘定	1,170,170	特別修繕引当金	180,732
その他有形固定資産※3	9,528	退職給付に係る負債	48,243
無形固定資産	2,466	長期未払金	38,700
投資その他の資産	1,216,488	資産除去債務	13,363
投資有価証券※1	616,544	その他固定負債	110,687
退職給付に係る資産	56,810	負債合計	6,662,642
繰延税金資産	435,193	(純資産の部)	
その他長期資産	107,939	株主資本	5,066,703
		資本金	702,000
		資本剰余金	282,304
		利益剰余金	4,084,286
		自己株式	△1,886
		その他の包括利益累計額	181,835
		その他有価証券評価差額金	181,835
		非支配株主持分	179,224
		純資産合計	5,427,764
資産合計	12,090,406	負債・純資産合計	12,090,406

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海運業収益	4,363,850	5,349,848
運賃の他海運業収益	771,751	
海運業費用	214,246	
運船借入の他海運業費用	2,147,466	4,651,685
船賃の他海運業費用	2,132,019	
海運業費用	281,523	
その他事業業利益	90,675	698,162
その他事業業利益		138,211
その他事業業利益		49,378
その他事業業利益		88,832
その他事業業利益		786,995
一般管理費		482,466
営業外収益		304,529
受取配当金	900	45,905
受取配当金	19,138	
受取配当金	18,075	
受取配当金	7,791	
受取配当金		93,134
受取配当金		36,500
受取配当金		11,154
受取配当金		8,353
受取配当金		201,292
受取配当金		843,767
受取配当金		1,045,060
受取配当金	33,194	151,646
受取配当金	118,451	893,413
受取配当金		5,264
受取配当金		888,148

連結株主資本等変動計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	280,268	3,196,137	△1,702	4,176,704
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	888,148	—	888,148
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△184	△184
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	2,035	—	—	2,035
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	2,035	888,148	△184	889,999
当 期 末 残 高	702,000	282,304	4,084,286	△1,886	5,066,703

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	233,990	233,990	179,703	4,590,397
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	888,148
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△184
連結子会社株式の取得 による持分の増減	—	—	—	2,035
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△52,154	△52,154	△478	△52,632
当 期 変 動 額 合 計	△52,154	△52,154	△478	837,366
当 期 末 残 高	181,835	181,835	179,224	5,427,764

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清本 雅哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,990,761	流動負債	1,125,266
現金及び預金	386,011	海運業未払金※4	202,002
海運業未収金※4	210,370	短期借入金	200,000
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	165,685	一年内返済予定の長期借入金※1	107,142
立替金※4	574,892	未払費用	13,510
貯蔵品	174,780	未払法人税等	27,823
繰延及び前払費用	334,821	前受金	531,776
代理店債権	141,464	預り金	9,542
その他流動資産※4	2,735	代理店債務	4,389
固定資産	2,815,099	賞与引当金	14,684
有形固定資産	939,165	その他流動負債	14,394
船 船※1※2	878,011	固定負債	893,635
建物※1※2	40,267	長期借入金※1	850,198
器具及び備品※2	1,222	長期未払金	38,700
土地※1	19,375	その他固定負債	4,736
その他有形固定資産※2	288	負債合計	2,018,901
無形固定資産	308	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,875,625	株主資本	2,614,674
投資有価証券※1	337,152	資本金	702,000
関係会社株式※1	251,008	資本剰余金	114
出資金	880	資本準備金	114
関係会社長期貸付金	1,112,926	利益剰余金	1,914,446
繰延税金資産	11,514	利益準備金	132,962
前払年金費用	56,810	その他利益剰余金	1,781,484
その他長期資産	105,332	固定資産圧縮積立金	12,844
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	△131,360
		自己株式	△1,886
		評価・換算差額等	172,284
		その他有価証券評価差額金	172,284
資産合計	4,805,860	純資産合計	2,786,958
		負債・純資産合計	4,805,860

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

損益計算書 (自2018年4月1日) 至2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海運業収益	4,363,850	5,251,937
運賃の他海運業収益	771,751	
海運船借の他海運業収益	116,336	
海運船借の他海運業収益	2,147,466	4,844,553
海運船借の他海運業収益	181,015	
海運船借の他海運業収益	2,504,314	
海運船借の他海運業収益	11,757	407,384
海運船借の他海運業収益		30,843
海運船借の他海運業収益		8,045
海運船借の他海運業収益		22,798
海運船借の他海運業収益		430,182
海運船借の他海運業収益		440,598
海運船借の他海運業収益		△10,415
海運船借の他海運業収益	22,151	82,112
海運船借の他海運業収益	20,038	
海運船借の他海運業収益	9,656	
海運船借の他海運業収益	18,075	21,115
海運船借の他海運業収益	12,190	
海運船借の他海運業収益	14,057	
海運船借の他海運業収益	7,056	50,581
海運船借の他海運業収益	2	
海運船借の他海運業収益		136,120
海運船借の他海運業収益	136,120	186,701
海運船借の他海運業収益	24,798	△16,416
海運船借の他海運業収益	△41,215	
海運船借の他海運業収益		203,118

株主資本等変動計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	132,962	13,492
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△647
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△647
当 期 末 残 高	702,000	114	114	132,962	12,844

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,900,000	△335,126	1,711,328	△1,702	2,411,740
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	647	—	—	—
当 期 純 利 益	—	203,118	203,118	—	203,118
自己株式の取得	—	—	—	△184	△184
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	203,766	203,118	△184	202,934
当 期 末 残 高	1,900,000	△131,360	1,914,446	△1,886	2,614,674

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	221,219	221,219	2,632,959
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	203,118
自己株式の取得	—	—	△184
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△48,935	△48,935	△48,935
当期変動額合計	△48,935	△48,935	153,998
当期末残高	172,284	172,284	2,786,958

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成田 智弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清本 雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	朝	日	格	Ⓢ
監査役（社外監査役）	山	口	修	Ⓢ
監査役（社外監査役）	宮	尾	克	Ⓢ

以上

株主総会会場ご案内図



- JR山手線・京浜東北線 浜松町駅直結
- 東京モノレール 浜松町駅直結
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅徒歩3分 (B3出口)

会場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階
浜松町東京會館「チェリールーム」
電話 03-3435-2611 (当日のみ)

※ 株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。